令和　8　年度

土　地　改　良　事　業　変　更　計　画　書

事　業　名　　農地耕作条件改善事業〃

地　区　名　　三谷中地区〃

所　在　地　　丸亀市飯山町川原１１１４番地１

事 業 主 体　　丸亀市飯山町土地改良区〃

第１章　　目　的

当地区は、丸亀市の北東部に位置し、標高23～40ｍで、地区の周辺は、農地・山林・ため池等に囲まれた緑豊かな地域である。農業振興地域であるが圃場条件が悪く、農道、用排水路は未整備で、営農に多大な労力を費やしている。区画の整形を行い、農道、水路を一体的に整備し、農業生産性の向上、農業経営の安定を図る。

第２章　地域及び地積

第１節　地　域

事　　業　　名	地　　域
農地耕作条件改善事業	香川県丸亀市飯山町東坂元の一部

第２節　地　積

（令和６年４月現在）

事　業　名	現況地目／市町名	田 (ha)	畑 (ha)	原　野 (ha)	山　林 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	備　　考
農地耕作条件改善事業	丸亀市飯山町	5.0	0.0	0.0	－	(0.5) 0.6	(5.5) 5.6	
	計	5.0	0.0	0.0	－	(0.5) 0.6	(5.5) 5.6	

第３章　現　況

第１節　気　象

観測所名	多度津気象観測所	かんがい期	非かんがい期	計又は平均	備　　考
	令和元年	6月～9月	10月～5月		
平　均　気　温　（℃）		26.1℃	12.2℃	年平均 15.1℃	
降　水　量		1088.5　mm	547.0　mm	1635.5 mm	
無　霜　期　間		5 月 2 日 ～ 11 月 13 日 196 日間			
最　多　風　向		西南西	南東	西南西	

第２節　土地状況

１　地形・地質・土壌

本地区は、丸亀市の北東部に位置する。標高は23～40ｍの地域である。

地質は沖積層からなり、土質は普通低地水田土壌である。

2　土地利用の状況

事業名	土地利用別 / 市町名	耕地						採草放牧地 (ha)	原野 (ha)	山林 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	備考
		水田 (ha)	普通畑 (ha)	牧草畑 (ha)	果樹園 (ha)	茶園 (ha)	樹園地その他の (ha)						
農地耕作条件改善事業	丸亀市飯山町	5.0	0.0	－	－	－	－	－	0.0	－	(0.5) 0.6	(5.5) 5.6	
合　計		5.0	0.0	－	－	－	－	－	0.0	－	(0.5) 0.6	(5.5) 5.6	

第３節　水利状況

1　用 水 状 況

本地区の用水路はコンクリート水路及び土水路であり、老朽化により配水に多大なロスと労力を要する状況である

2　排 水 状 況

本地区の排水は用排水兼用部分もあり、又コンクリート及び土水路ではあるが老朽しているため排水が十分とは言い難い状況である。

第４節　道路概況

1　道 路 概 況

本地区の農道は幅員狭小と未整備なため、通作に支障があり耕作に多大な労力を要している。

第５節　地域農業の概況

本地区の営農状況は水稲および小麦、野菜が主要農産物であり、1戸当たりの平均耕作面積は22aと零細な規模であり、第2種兼業農家である。

第６節　地域環境の概況

丸亀市の北東部（旧飯山町）に位置し、標高23～40ｍの地域である。地区の周辺は、農地・山林・ため池等に囲まれた緑豊かな自然にめぐまれた地域である。

第４章　一般計画

第１節　事業計画の要旨

１　要　旨　　本事業により区画整理を実施し、道水路を併せて一体的に整備し、大型機械の導入を容易にし農作業の省力化と農業生産性の向上を図り、用排水路を整備し農地の汎用化を図り、農業総生産の拡大及び農業経営の合理化に寄与する。

２　事業別面積

事業名 / 土地利用区分 / 事業目的	農地耕作条件改善事業												計 (ha)	備　考
	水田 (ha)	普通畑 (ha)	牧草畑 (ha)	果樹園 (ha)	原野 (ha)	山林 (ha)	その他 (ha)					小計 (ha)		
区画整理	5.0	0.0	－	－	0.0	－	(0.5) 0.6					(5.5) 5.6	(5.5) 5.6	
かんがい排水	－	－	－	－	－	－	－					－	－	
計	5.0	0.0	－	－	0.0	－	(0.5) 0.6					(5.5) 5.6	(5.5) 5.6	

第２節　営農計画及び土地利用計画

１　営農計画の概要　　区画整理の実施により農地の汎用化を図り、水稲・麦はもとより、地域の特性を生かした高付加価値・高収益作物の作付を推進し、農業経営の改善に寄与する。

２　土地利用区分

事業名	土地利用区分 / 区分	水田 (ha)	普通畑 (ha)	牧草畑 (ha)	果樹園 (ha)	茶園 (ha)	その他 (ha)	小計 (ha)	原野 (ha)	山林 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	備　考
農地耕作条件改善事業	現況	5.0	0.0	－	－	－	－	5.0	0.0	－	(0.5) 0.6	(5.5) 5.6	
	計画	4.5	(－) 0.0	－	－	－	－	4.5	－	－	(1.0) 1.1	(5.5) 5.6	

第３節　道 路 計 画

1　道　路

項目 / 路線名	幅（有効）×延長 (m) (m)	構造	既設道路との関係	備考
１～８号道路	4.0 (3.0) × (920) 775	砂利舗装	新設	
計	(920) 775			

第４節　農用地整備計画

1　区 画 整 理

（1）区画の形状

長辺 × 短辺 (m)	区画面積 (ha)	全体面積 (ha)	割合 (%)	田面差 (m)	備考
50 × 40	4.5	4.5	100.0%	1.5	
計		4.5	100.0%		

（2）表土扱い

面積	表土扱い要否の理由	扱い深	土量	備考
ha 4.4	作土の地力、換地等に対する農家の意向	cm 15.0	m^3 6,600	

作付面積A=4.5*98%＝4.4　　平均地形勾配1／50

第５章　主要工事計画

第１節　用水施設

1　用 水 路

項目 / 名称	かんがい面積(ha) 事業名 地区内	地区外	計	通水量 (㎥/s)	延長 (m) 開きょ	トンネルその他	管水路	構造	勾配	主要構造物	備考
(1号用水路) ～3号用水路(パイプ	4.50	－	4.50	0.0284	－	－	(1,200) 1,397	塩ビ管	1/50～1/100	VU φ200 ～100㎜	
	－	－	－	－	－	－	－				
計	4.50	－	4.50	0.0284		－	(1,200) 1,397				

第２節　排水施設

1　排 水 路(用排兼用)

項目 / 水路名	流域面積(ha) 事業名 地区内	地区外	計	排水量 (㎥/s)	延長 (m) 開きょ	トンネルその他	計	構造	勾配	主要構造物	備考
(1～6号水路) 1～12号水路	(5.50) 5.60	2.50	(8.00) 8.10	0.177	(1220) 1161		(1220) 1161	二次製品フリューム	1/200	300～500型	
計	(5.50) 5.60	2.50	(8.00) 8.10	0.177	(1220) 1161		(1220) 1161				

第３節　道路及び索道

１　道　路

項目 / 路線数	路線名	幅(有効)×延長 (m)　(m)	構造	付帯構造物 名称	付帯構造物 構造	付帯構造物 数量 (箇所)	最急こう配 (%)	同左の延長 (m)	最小曲線半径 (m)	備考
	(1～6号道路) 1～8号道路	(920) 4.0(3.0)×775	砂利舗装	—	—	—	(20) 5	(30) 25	—	
									—	
	計	(920) 775								

第４節　農用地整備施設

１　区画整理

工区名	面積(ha)	面積(ha)	整地工 標準区画	整地工 土量(m³)	表土扱い 面積(ha)	表土扱い 土量(m³)	備考
—	4.5	—	50×40	—	4.4	6,600	

第６章　付帯工事計画

該当なし

第７章　工事の着手及び完了の予定時期

着手予定　　令和　2　年度

完了予定　　令和　8　年度

第８章　　環境との調和への配慮

「丸亀市総合計画」・「田園環境整備マスタープラン」に基づき、水環境や自然の生態系を保全しつつ、ほ場整備を計画的に実施し、優良農地の確保並びに農地の持つ保水能力や自然環境を維持する緑地の保全に努める。

また、農村地域の生活環境の改善とため池や農業用用排水路の水質保全に努める。

・農業生産基盤の整備と自然環境の保全、自然と共生する環境創造。

・水と緑を活かしたうるおいのある生活空間の創造。

①近隣住宅地への、騒音、塵芥等の防止

②土砂、泥水等の流出防止

③土砂搬入車両の付着土砂等による公道乗り入れ注意

④排水等は、水辺の自然環境生物の生息環境をくずさぬよう及び農村地域の生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努める。

第９章　　換地計画の概要

第１節　　換地計画を作成する上での基本的な考え方

換地計画樹立のための基準を事業実施前に作成し、事業実施後における換地計画の樹立及び換地処分の実施を適正かつ円滑にならしめ、換地計画により農地の集団化を図り、地域農業の振興、農業経営の合理化等、地域の活性化に資するものとする。

第２節　換地区の設定

１．換地区の名称、所在、面積

換　地　区　名	換　　地　　区　　の　　所　　在	面　　積　(ha)
全　　区	丸亀市飯山町東坂元	(5.5) 5.6

２．換地区を設定する理由

該　当　な　し

第３節　換地計画樹立の基本方針

１．従前の土地の地積の基準

換　地　区　名	地　　積　　の　　基　　準
全　　区	換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画認可の日の登記簿地積とする。ただし、左記の日から２ケ月以内に測量士又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申し出があった場合には、その申し出があった地積とする。（国土調査法による地籍調査済。）

2．用途別予定地積

用途（取得予定者）／換地区名／前後		非農用地区域外に換地する土地												非農用地区域に換地する土地											機能交換に係る土地				一般国公有地	総合計	
		田	畑	山林・原野	その他	通常事業施行地域に含める土地（令第1条の9()書き）			計	本事業によって生ずる土地改良施設用地			創設農用地	合計	特定用途用地			異種目換地	創設非農用地					合計	国	県	市町他	合計			
						土地改良施設	その他	小計		改良区	その他	計			宅地	その他	計		農業経営合理化施設用地	生活上・経営上必要な施設用地	公用・公共用施設用地	宅地等	計								
全区	従前の土地	(5.0) 5.1	(0.0) 0.0	(0.0) 0.0	(0.1) 0.0	－	－	－	(5.1) 5.1	－	－	－	－	(5.1) 5.1	(－) 0.1	(0.0) 0.0	(0.0) 0.1	(－) 0.0	－	－	－	－	－	(0.0) 0.1	－	－	(0.4) 0.4	(0.4) 0.4	－	(5.5) 5.6	
	換地	(4.5) 4.5	(－) 0.1	－	－	－	－	－	(4.5) 4.6	(0.6) 0.5	－	(0.6) 0.5	－	(5.1) 5.1	(－) 0.1	(0.0) 0.0	(0.0) 0.1	(－) 0.0	－	－	－	－	－	(0.0) 0.1	－	－	(0.4) 0.4	(0.4) 0.4	－	(5.5) 5.6	

3．農用地集団化の方針

区分／換地区名	地帯別、グループ別団地の設定	個人別換地の方法		
		位置の選択方法	１戸当り目標団地数	区画畦畔の取扱い
全区	該当なし	換地は、各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に定める。	１戸当たりの団地数はおおむね１団地を目標とする。	畦畔は、移動畦畔とする。 畦畔は、配分面積に応じて移動して定めるものとする。 配分区画の設定に当たり、短辺が５ｍ以下となるような設定はしない。

4．非農用地換地の方法

区分 / 換地区名	用途	非農用地区域の位置の概略	面積 (㎡)	換地の手法	換地取得予定者	その他
全区	墓地	丸亀市飯山町東坂元	263.00	特定用途用地換地	丸亀市	
	倉庫	丸亀市飯山町東坂元	228.00	異種目換地	[redacted]	
	宅地	丸亀市飯山町東坂元	298.21	特定用途用地換地	[redacted]	
	宅地	丸亀市飯山町東坂元	119.00	異種目換地	[redacted]	

第４節　土地の評価及び清算の方法

１．評価の方法　　標準地よりの増減点方式

２．清算の方法　　比例地積清算方式

第５節　換地計画樹立の年度計画

区分 / 換地区名	一時利用地の指定予定年度	換地計画の決定予定年度	換地処分予定年度	備考
全区	令和５～７年度	令和８年度	令和８年度	

第６節　換地処分の時期に関する特則

該当なし

第１０章　事業費の総額及び内訳

区分＼事業名	農地耕作条件改善事業 (千円)	備考	
本工事費	(85,000) 169,897		
用地費及び補償費	(3,000) 430		
測量試験費	(14,000) 14,899		
換地事業費	(18,000) 18,674	換地事務費　確定測量費	
合計	(120,000) 203,900	10ａ当たり負担額	(2,181) 3,641　千円

第１１章　効　用

事業名	区分＼項目	年増加見込効果額 (千円)	年増加見込所得額 (千円)	現況年総農業所得額 (千円)	備考
農地耕作条件改善事業	作物生産効果	3,590	2,574		
	営農労力節減効果	6,331	6,601		
	維持管理節減効果	-20	-10		
	地籍確定効果				
	耕作放棄防止効果	383			
	計	10,284	9,165	2,460	

第１２章　関連する事業

区 分	事　業　名	事　業　主　体	受 益 面 積 (ha)	事　　業　　内　　容
	該当なし			

第１３章　現況・計画図面

１　現形図　　別 紙 添 付

２　計画平面図　　別 紙 添 付

農地耕作条件改善事業　三谷中地区　現形図　　S=1：1,000

35131.000

141264.000

丸亀市飯山町東坂元

字河内

字本谷

140730.000

34350.000

凡例	
	法第54条の2第7項の土地（道路）丸亀市
	法第54条の2第7項の土地（道路）丸亀市
	法第54条の2第7項の土地（水路）丸亀市
	地区界
	字界

工事名	農地耕作条件改善事業　三谷中地区		
図面名	現形図		
年月日	令和 2 年 7 月		
尺度	S = 1：1,000	図面番号	1 ／ 1
作成者	香川県土地改良事業団体連合会		
事業主体	丸亀市飯山町土地改良区		

農地耕作条件改善事業　三谷中地区　計画平面図

S=1：500

N

+34.40　+34.45　+34.50　+34.55　+34.60　+34.65　+34.70　+34.75

+141.05　+141.00　+140.95　+140.90　+140.85　+140.80

NO.24 26.946
NO.33 27.236
NO.65 27.983
NO.63 34.693
NO.64 31.238
NO.68 23.866
NO.0
NO.83 30.972
NO.82 31.957
NO.84 31.040
NO.85 30.374

21-2 580 25.0
21-1 680 25.0
20 1,420 25.4
18 2,000 25.95
23 2,930 23.3
22 800 24.3
16 2,430 26.4
17 1,580 26.4
15 1,220 28.7
14 1,440 27.5
13 2,650 29.15
非2 453

4号管理道路 B=1.5m L=16.5m
7号支線道路 B=3.0→4.0m L=91.6m
10号支線排水路 SF300型 L=114.9m
11号支線排水路 SF300型 L=71.8m
3号管理道路 B=1.0m L=45.0m
12号支線排水路 SF300型 L=44.5m
8号支線道路 B=4.0m L=51.0m
9号支線排水路 SF1000型 L=61.0m
8号支線排水路 SF300型 L=50.6m
6号支線道路 B=4.0m L=100.2m

+114.8 EP
+91.0 EP
+61.8 EP
+71.8 EP
+51.0 EP
+44.5 EP
No.0 EP

Φ150 Φ600 Φ400 Φ300 Φ250 Φ200
□500X400 □600X1750 □400X400 グレーチング □500X500 グレーチング □400X400 グレーチング
□1300X1600 □1250X1800 □1050X1150

番号	基盤造成
面積	搬入土
目標高	表土埋戻

工事名	令和７年度　農地耕作条件改善事業 三谷中地区　ほ場整備工事		
図面名	計画平面図		
年月日	令和　　年　　月		
尺度	S=1:500	図面番号	1 ／ 17
作成者	香川県土地改良事業団体連合会 （水土里ネット香川）		
事業主体	丸亀市飯山町土地改良区		

農地耕作条件改善事業　三谷中地区　計画平面図

S=1：500

N

番号　基盤造成
面積　搬入土
目標高　表土埋戻

工事名	農地耕作条件改善事業 三谷中地区　ほ場整備工事		
図面名	計画平面図		
年月日	令和　年　月		
尺度	S=1:500	図面番号	2 ／ 20
作成者	香川県土地改良事業団体連合会 （水土里ネット香川）		
事業主体	丸亀市飯山町土地改良区		

丸亀市飯山町土地改良区定款

第１章　総　則

（目的）

第１条　この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

（名称及び認可番号）

第２条　この土地改良区は、丸亀市飯山町土地改良区という。

２　この土地改良区の認可番号は、香川第２９３号である。

（地区）

第３条　この土地改良区の地区は、次に掲げる地域の田、畑（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

丸亀市飯山町	上法軍寺 下法軍寺 東小川 川原 東坂元	一円の田畑

（事業）

第４条　この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

（１）地区全域にわたるため池、出水、用排水路等、かんがい排水施設の新設・改良及び維持管理

（２）地区全域にわたる農道の新設・改良及び維持管理

（３）区画整理

（４）農用地又は土地改良施設の災害復旧

２　この土地改良区は、第１項第１号及び第２号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

３　この土地改良区は、県営土器川右岸用水土地改良事業によって造成された施設を共同して維持管理を行うため土器川右岸土地改良区連合に所属する。

４　この土地改良区は、国営土地改良事業及び県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

５　この土地改良区は、第１項各号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で多面的機能支払に係る活動組織に参画し、保全活動を行う。

６　この土地改良区は、第１項各号の事業及び前項の事業を行うに当たり、当該活動組織からその事務を委託される場合は、これを受託する。

（事務所の所在地）

第５条　この土地改良区の事務所は、香川県丸亀市飯山町に置く。

（公告の方法）

第６条　この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、土地改良事業（国庫補助事業）に係る公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

２　前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第２章　准組合員及び施設管理准組合員

（准組合員等たる資格）

第７条　次に掲げる者は、この土地改良区の准組合員となることができる。

（１）この土地改良区の地区内にある土地の所有者であって、組合員でないもの

（２）この土地改良区の地区内にある土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者であって、組合員でないもの

２　次に掲げる団体その他の者であって、この土地改良区の地区内において土地改良施設の管理に関連する活動を行うものは、この土地改良区の施設管理准組合員となることができる。

（１）農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う広域活動組織、活動組織又はこれらの構成員

（准組合員等の加入）

第８条　この土地改良区の准組合員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を土地改良区に提出しなければならない。

（１）准組合員になろうとする者の氏名、生年月日及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

（２）准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在及びその資格に係る権利の種類

（３）准組合員になろうとする者に、法定代理人、後見人又は保佐人があるときは、その氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

（４）自ら又は第三者を利用して第11条第１項第２号から第６号までのいずれかに該当する行為を行わないことの確約

２　前項の場合において、准組合員になろうとする者がその資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、加入申込書に第38条の書面を添付しなければならない。

３　この土地改良区の施設管理准組合員になろうとする団体その他の者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を土地改良区に提出しなければならない。

（１）施設管理准組合員になろうとする個人の氏名、生年月日及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地、その他の者にあっては、その名称、住所及び代表者の氏名）

（２）自ら又は第三者を利用して第11条第１項第２号から第６号までのいずれかに該当する行為を行わないことの確約

４　前項の場合においては、加入申込書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。
（１）個人以外のものにあっては、定款又はこれに代わるべき書類
（２）土地改良施設の管理に関連する活動の実績又は計画を記載した書面
５　この土地改良区は、第１項又は第３項の加入申込書を受け、これを承諾したときは、書面をもってその旨を申込者に通知し、組合員名簿に記載するものとする。
（資格変動の申出）
第９条　准組合員及び施設管理准組合員（以下「准組合員等」という。）は、前条第１項、第３項又は第４項の規定により提出した書類の記載事項に変更があったとき又は准組合員等たる資格を失い、若しくはその資格に変動があったときは、直ちにその旨をこの土地改良区に申し出なければならない。
（准組合員等の脱退）
第10条　准組合員等は、60日前までに、予告して脱退することができる。この場合において、准組合員がその資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしているときは、第39条の書面を提出しなければならない。
２　准組合員等は、次に掲げる事由によって脱退する。
（１）准組合員等たる資格の喪失
（２）死亡又は解散
（３）除名
３　この土地改良区は、准組合員が脱退したときは、その旨をその准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の組合員に通知しなければならない。
（准組合員等の除名）
第11条　准組合員等が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によってこれを除名することができる。この場合には、総代会の日から10日前までに当該准組合員等に対してその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
（１）賦課金の納入又は土地改良施設の管理への協力その他この土地改良区に対する義務の履行を怠ったとき。
（２）この土地改良区の事業を妨げる行為をしたとき（第三者を利用してしたときを含む。以下この項において同じ。）
（３）法令に基づいてする行政庁の処分又はこの土地改良区の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの土地改良区の信用を失わせるような行為をしたとき。
（４）暴力的な要求行為をしたとき。
（５）法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
（６）前各号に準ずる行為をしたとき。
２　この土地改良区は、准組合員等の除名を議決したときは、その理由を明らかにして、その旨をその准組合員等に通知しなければならない。

第３章　会　議

（総代会）

第12条　この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

（総代の定数）

第13条　総代の定数は、４０人とする。

（総代の選挙）

第14条　総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

２　この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、丸亀市飯山町土地改良区総代選挙規程で定める。

（総代の任期）

第15条　総代の任期は、４年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第４項において準用する法第29条の３第１項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

２　前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず４年とし、その就任の日から起算する。

（総代の失職）

第16条　総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

（通常総代会の時期）

第17条　この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度１回３月とする。

（組合員の請求による会議招集）

第18条　組合員が、総組合員の５分の１以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

（書面又は代理人による議決）

第19条　やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

２　書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

３　総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

（議決方法の特例等）

第20条　総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、連携管理保全計画の認可の申請、役員の改選、規約の設定・変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更、法第83条の２第３項の規定による権利義務の承継その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第21条　経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経

常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の３分の１以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

（議長）

第22条　総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

（准組合員等の意見の陳述）

第23条　准組合員等は、総代会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

２　前項の規定により、総代会において意見を述べようとする准組合員等は、総代会の会日３日前までに、当該意見の内容を明らかにして、当該総代会に出席する旨をこの土地改良区に申し出なければならない。

３　この土地改良区は、やむを得ない理由により前項の申出をした准組合員等の一部を総代会に出席させることが困難なときは、これらの准組合員等に対して、書面により意見の提出を求めることができる。

（総会）

第24条　第18条から前条までの規定は、総会について準用する。

第４章　役　員

（役員の定数）

第25条　この土地改良区の役員定数は、理事１２人及び監事４人とする。

２　前項の理事定数のうち、１人は、組合員でない者とする。

３　第１項の監事定数のうち、１人は法第18条第７項各号の全てに該当する者とする。

４　第１項の理事定数のうち、１人は女性とする。

（役員の選任）

第26条　役員は、総代が総代会において選任する。

２　この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、丸亀市飯山町土地改良区役員選任規程による。

（理事長）

第27条　理事は、理事長１人を互選するものとする。

第28条　理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

２　理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

（事務の決定）

第29条　この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

（監事の職務）

第30条　監事は、少なくとも毎事業年度２回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

２　監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

（役員の任期等）

第31条　役員の任期は４年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の３第１項及び第134条第２項の規定による改選、法第136条の規定による決議の取消による

選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

２　前項ただし書に規定する選任が、役員の全員に係るときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず４年とし、その就任の日から起算する。

（役員の失職）

第32条　理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

第５章　経費の分担

（経費分担の基準）

第33条　第４条第１項第１号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

２　第４条第１項第２号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

３　第４条第１項第３号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、各区別に規約に基づいて定める土地の地積に比例して賦課する。ただし、換地処分の公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。

４　この土地改良区の所属する土器川右岸土地改良区連合の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

５　前４項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

（負担金及び分担金）

第34条　この土地改良区は、法第90条の規定に基づき国営土地改良事業の負担金を負担する。

２　前項の負担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

第35条　この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

２　前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

（賦課徴収の方法）

第36条　前３条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

（夫役の履行）

第37条　夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれに当たり、又は代人をもってこれを履行することができる。

２　前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

（准組合員による賦課金等の分担の申出）

第38条　准組合員が、その資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、その組合員の同意を得て、賦課金及夫役現品の分担方法並びにその分担を開始する時期を書面でこの土地改良区に申し出なければならない。

２　前項の申出（次条の変更の申出を含む。）は、毎年度の賦課基準日の10日前までにしなければならない。

（賦課金等の分担方法の変更の申出）

第39条　准組合員は、賦課金及び夫役現品の分担方法を変更し、又は分担を終了しようとするときは、その資格に係る権利の目的たる土地の組合員の同意を得て、変更した分担方法を書面でこの土地改良区に申し出なければならない。

（准組合員による賦課金等の分担）

第40条　准組合員が、第38条の申出をしている場合には、第34条から第37条までの規定により組合員に対して賦課すべき賦課金及び夫役現品は、その申出に係る分担方法に応じて、その組合員及び准組合員に対して賦課する。

（組合員間による賦課金等の分担の申出）

第41条　他の組合員の資格に係る農地につき所有権を有する組合員又は所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする組合員が、当該他の組合員の同意を得て、当該農地に係る賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、第38条から前条までの規定を準用する。

（特別徴収金）

第42条　法第36条の３の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第43条　この土地改良区は、法第90条の２及び第91条の２の規定に基づき、国営土地改良事業及び県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

２　前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

（督促）

第44条　法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

（過怠金）

第45条　第33条、第34条、第35条、第40条、第42条又は第43条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金１００円につき１日金４銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料１００円を過怠金として徴収する。

２　前項の滞納金又は過怠金を市町が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の４に相当する額を過怠金として徴収する。
３　前２項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。
（土地改良施設の管理への協力）
第46条　この土地改良区は、第４条第１項の事業に関し、施設管理准組合員に対し、その土地改良区施設の維持管理への協力を求めることができる。
２　前項の規定による土地改良施設の管理への協力の時期、内容及び方法は総代会で定める。

第６章　土地改良区連合の議員

（議員の選出）
第47条　この土地改良区が選出すべき土器川右岸土地改良区連合の議員は、組合員である理事及び関係する組合員のうちから理事会において選出する。
（議員の失職）
第48条　前条の規定により選出した議員が理事又は組合員の職を失ったときは、議員の職を失う。

第７章　雑　則

（係及び委員会）
第49条　この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置くことができる。
２　この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置くことができる。
３　理事会は、前２項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。
（加入金）
第50条　新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。
２　前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。
（賦課金以外の徴収金についての過怠金）
第51条　前条の規定による加入金、法第43条第２項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の８第２項の規定により徴収すべき金銭、同条第３項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第45条の規定を準用する。
（基本財産）
第52条　この土地改良区に基本財産を設けることができる。
２　前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。
（財産の分配の制限）
第53条　この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。
（残余財産の帰属者）

第54条　この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

２　前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

（事業年度）

第55条　この土地改良区の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（電磁的方法）

第56条　この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

２　この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

（委任）

第57条　この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附　則（令和８年３月１４日の総代会で議決）

この定款は、議決の日から施行する。